



発行 東京都

目次

15

規則

- 東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局公文書館）…一
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…一
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事制度企画課）…二
- 東京都恩給給与規則の一部を改正する規則……………（同）…二
- 雇傭員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則……………（同）…三
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則……………（総務局行政部政課）…五
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則……………（総務局行政部市町村課）…五
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（デジタルサービス局戦略部戦略課）…五
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………（オリンピックピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課）…六

規則

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都公文書館条例施行規則（令和元年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二施設の項中「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、九〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、九〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、九〇〇円」に、「一、四〇〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に、「三、九〇〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表附帯設備の項中「二、八〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「四八〇円」を「四二〇円」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十三号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）中「第二条第一号イ(3)」を「第二条第一号イ(2)」に改める。

第八条の二（見出しを含む。）中「第十三条第一号ロ」を「第十三条第一号」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十四号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表2の部(5)の項中「住宅政策本部都営住宅経営部技術管理課」を「住宅政策本部住宅企画部技術管理課」に改め、同表9の項中「当該業務」の下に「のうち、納税義務者等との折衝に係るもの(総務局長が定めるものに限る。)」又は軽油引取税若しくは犯罪事件の調査に係るもの(総務局長が定めるものに限る。)」を加え、「四百四十円(特に困難であると総務局長が定める業務に従事した場合にあつては、六百四十円)」を「六百四十円」に改め、同表12の部(2)の項中「支庁、西多摩福祉事務所又は児童相談所(児童相談センターを含む。)」を「支庁又は西多摩福祉事務所」に改め、「児童福祉司」を削り、同項の次に次のように加える。

(3) 児童相談所に所属する児童福祉司若しくはこれに準ずる者又は児童心理司が、児童福祉法に規定する業務を行うため家庭を訪問したとき、若しくは面接(養護相談、非行相談又はこれらに準ずる相談に係るものに限る。)を行ったとき、又は同法に規定する一時保護を行ったとき。

日額 九百五十円

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表9の項の改正規定及び附則第三項の規定は令和五年四月一日から、附則第五項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 別表9の項の改正規定の施行の前日に同項の改正規定による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十五号

東京都恩給給与規則の一部を改正する規則

東京都恩給給与規則(昭和二十四年東京都規則第十号)の一部を次のように改正する。第十三条の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態であつて生活資料を得るみちのない成年の子」に改め、同項ただし書を削る。

第十五条の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態であつて生活資料を得るみちのない成年の子」に改める。

第十五条の三第一項第一号中「めいりように」を「明らかに」に、「(加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合に限る。)」又は「及び」を「及び」に、「市区町村長若しくは」を「区市町村長又は」に、「二十歳以上」を「重度障害の状態であつて生活資料を得るみちのない成年の子」に改める。

第二十四条第一項第二号を次のように改める。

二 恩給権者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができず戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

第三十一条の二第七項中「十八歳以上」を「重度障害の状態であつて生活資料を得るみちのない成年の子」に改める。

附則に次の一条を加える。

（東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第五号）の施行に伴う経過措置）

第六十条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「成年の子」とあるのは、「二十歳以上の子（婚姻した二十歳未満の子を含む。）とする。

- 一 条例附則第八十六条第一号に掲げる子 第四条第二項及び第五条第二項の規定
- 二 条例附則第八十六条第二号に掲げる子 第十三条第二項及び第十五条第二項の規定

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 東京都恩給条例及び東京都恩給条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第五号）附則第二項に規定する未成年の子に対するこの規則による改正後の東京都恩給給与規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第十三条の二第二項、第十五条の二第二項及び第十五条の三第一項の規定の適用については、改正後の規則第十三条の二第二項中「重度障害の状態にあつて生活資料を得るみちのない成年の子」とあるのは「十八歳以上」と、「添付しなければならない。」とあるのは「添付しなければならない。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、生活資料を得るみちのないことを証する区市町村長又はこれに準ずべき者の証明書は添付すること

を要しない。」と、改正後の規則第十五条の二第二項中「重度障害の状態にあつて生活資料を得るみちのない成年の子」とあるのは「十八歳以上」と、改正後の規則第十五条の三第一項第一号中「診断書及び」とあるのは「診断書（加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合に限る。）又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「重度障害の状態にあつて生活資料を得るみちのない成年の子」とあるのは「二十歳以上」とする。

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十六号

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則の一部を改正する規則

雇員員の退職年金及び退職一時金等給与規則（昭和三十年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「十八歳以上」を「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」に改め、同項ただし書を削る。

第七条の三第二項中「十八歳以上」を「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」に改める。

第七条の四第一項第一号中「めいりょうに」を「明らかに」に、「（加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合に限る。）又は」を「及び」に、「市区町村長若しくは」を「区市町村長又は」に、「二十歳以上」を「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」に改める。

第十一条中「請求者の戸籍謄本又は戸籍抄本（死亡したる給付を受ける権利のある者の死亡当時の請求者の身分関係を明瞭にすることができるもの）」を「死亡したる給付を受ける権利のある者の死亡当時の請求者の身分関係を明らかにすることができる戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

付則に次の一項を加える。

- 3 条例付則第四十七条に規定する未成年の子に対する第五条第二項第四号及び第七条第二項第三号の規定の適用については、これらの規定中「成年の子」とあるのは「二十歳以上の子(婚姻した二十歳未満の子を含む。）」とする。

附則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 雇傭員の退職年金及び退職一時金等に関する条例に基づく給付等の年額の改定に関する条例の一部を改正する条例(令和四年東京都条例第七号) 附則第二条に規定する未成年の子に対するこの規則による改正後の雇傭員の退職年金及び退職一時金等給与規則(以下この項において「改正後の規則」という。) 第七条の二第二項、第七条の三第二項及び第七条の四第一項第一号の規定の適用については、改正後の規則第七条の二第二項中「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」とあるのは「十八歳以上」と、「添付しなければならない。」とあるのは「添付しなければならない。ただし、当該子が二十歳未満である場合においては、生活資料を得るみちのないことを証する区市町村長又はこれに準ずる者の証明書は添付することを要しない。」と、改正後の規則第七条の三第二項中「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」とあるのは「十八歳以上」と、改正後の規則第七条の四第一項第一号中「診断書及び」とあるのは「診断書(加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合に限る。)又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「障害の状態にあるため労働能力のない成年の子」とあるのは「二十歳以上」とする。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十七号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成九年東京都規則第五十二号)

の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

別表1の部(1)の項ア中「組織犯罪対策第一課、組織犯罪対策第二課、組織犯罪対策第三課、組織犯罪対策第四課、組織犯罪対策第五課」を「犯罪収益対策課、国際犯罪対策課、暴力団対策課、薬物銃器対策課」に改め、同項イ中、「組織犯罪対策総務課」を削り、同項エ中「組織犯罪対策第五課」を「薬物銃器対策課」に改め、同表13の項摘要の欄中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ	(1)又は(2)の業務に日没時から日出時までの間に従事した場合、それぞれ(1)又は(2)の手当額の欄に定める手当額に当該手当額の百分の五十に相当する額を加算する。
---	---

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、

二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十八号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条の表九の項中「並びにチ(1)から(7)まで及び(9)並びに」を「及び」に改め、「又は」は「及び」に改め、「及び」は「並びに」に改め、「並びに」は「及び」に改め、「及び」は「並びに」に改め、「及び」は「並びに」に改め、

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十九号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年東京都規則第五百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の四の四の項中「二十九の六の五の項レ」を「二十九の六の五の項チ」に改める。

第三条の表八の五の項中「タ」を「ト」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「定める情報」を「定めるもののうち地方税関係情報」に改め、同条第二項中「条例別表第二の八の項」を「条例別表第二の一の項」に、「定める情報」を「定めるもののうち生活保護関係情報」に改め、「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を削り、同条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第八条中「条例別表第一の八の項」を「条例別表第一の九の項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「条例別表第一の七の項」を「条例別表第一の八の項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「条例別表第一の六の項」を「条例別表第一の七の項」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

第六条 条例別表第一の六の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下この条において「法」という。)第十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護(以下この条において単に「保護」という。)の実施に関する事務
- 二 法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 三 法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- 四 法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- 五 法第二十九条第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に係る資料の提供等の求めに関する事務
- 六 法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 七 法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- 八 法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務
- 九 法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 十 法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収(法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う保護に要する費用等に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十一号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「東京都オリンピック・パラリンピック準備局長」を「東京都生活文化スポーツ局長」に改める。

別表一大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場の項中「サブピッチ(サブピッチ附属施設を含む。以下同施設を含む。以下同じ。)」を「サブピッチ(サブピッチ附属施設を含む。以下同施設を含む。以下同じ。)」に改め、同表中

東京アクアティックセンター	メインプール ダイビングプール サブプール 飛び込み用トレーニングルーム 会議室 トレーニングルーム	一月一日から 同月三日まで	十二月二十 九日から同 月三十一日 まで	毎月 たそ 休日は、
---------------	---	------------------	-------------------------------	------------------

東京アクアティックセンター	メインプール ダイビングプール サブプール 飛び込み用トレーニングルーム 会議室 トレーニングルーム	一月一日から 同月三日まで	十二月二十 九日から同 月三十一日 まで	毎月 たそ 休日は、 翌日
---------------	---	------------------	-------------------------------	------------------------

を

月第三  
曜日。  
だし、  
の日に  
日に当  
るとき  
その翌



二 第十五条の改正規定 令和四年四月一日

2 この規則（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の東京都体育施設条例施行規則第四条第一項の規定による申込みで、施行日から令和六年三月三十一日までの間の東京都バラスポーツトレーニングセンターの使用に係るものの申込期間は、同規則別表三の規定にかかわらず、知事が別に定める。

3 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正後の東京都体育施設条例施行規則第四条第一項の規定による申込みで、同号に定める日から令和四年九月三十日までの間の大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場メインピッチ及びサブピッチの使用に係るもの並びに同号に定める日から令和五年三月三十一日までの間の海の森水上競技場宿泊室及び大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場多目的コートの使用に係るものの申込期間は、同規則別表三の規定にかかわらず、知事が別に定める。

発行所  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

